

令和2年度9月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

新型コロナウイルス感染症への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	9月補正予算額			9月現計 予算額	(参考) 2年度9現/ 元年度9現
		コロナ対策	その他	計		
一般会計	21,225.24	1,824.88	22.98	1,847.87	23,073.12	124.3
特別会計	21,428.08	—	—	—	21,428.08	103.4
企業会計	1,486.46	—	—	—	1,486.46	130.8
計	44,139.79	1,824.88	22.98	1,847.87	45,987.67	113.8

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	9月補正予算額			9月現計 予算額
		コロナ対策	その他	計	
国庫支出金	3,305.58	1,815.72 [※]	24.19	1,839.91	5,145.50
繰入金	579.86	1.73	—	1.73	581.59
繰越金	0.10	7.54	△0.10	7.44	7.55
諸収入	285.09	△0.11	—	△0.11	284.98
県債	1,836.09	—	△1.10	△1.10	1,834.99
その他	15,218.49	—	—	—	15,218.49
計	21,225.24	1,824.88	22.98	1,847.87	23,073.12

※ 国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症に関する交付金は以下のとおり

区分		補正予算額
新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金	県独自事業分	252.43億円
	国庫補助事業の地方負担分	1.74億円
	合計	254.18億円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金		1,466.11億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策 1,824億8,884万円

	取組み	補正予算額
1	医療提供体制の維持と感染拡大防止対策	1,379億8,727万円
2	福祉サービスの提供体制の維持	40億5,640万円
3	医療の担い手支援	110億5,976万円
4	県内経済の回復に向けた支援	198億2,047万円
5	生活支援	90億 531万円
6	その他	5億5,961万円
合 計		1,824億8,884万円

※ 取組みの内容はP 3～8 参照

(2) その他 22億9,898万円

○ 安心こども基金積立金 24億 775万円

幼児教育・保育の無償化事務を円滑に実施するため、国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金を安心こども基金に積み立てる。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

㊦○ 高齢者施設における給水設備整備等の取組み 3,952万円

災害時における高齢者施設の機能を維持するため、給水設備及び非常用自家発電設備の整備等を行う事業者に対して補助する。

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

㊦○ 山岳スポーツセンター防護柵等設置工事費 970万円

【債務負担行為の設定】 期 間 令和2年度～令和3年度
限度額 2,640万円

山岳スポーツセンター（秦野市戸川）の利用者の安全確保のため、施設の周囲等に防護柵等設置工事を行う。

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

○ 小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室新築工事費 △1億5,800万円

【継続費変更】 11億7,300万円 [令和元年度～令和3年度]

※変更前 11億7,300万円 [令和元年度～令和2年度]

小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室（湯河原町中央）の新築工事について、新型コロナウイルス感染症等の影響による工期延伸に対応するため、既定の継続費を変更する。

[教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

新型コロナウイルス感染症対策

1 補正予算額 1, 824億8, 884万円

2 事業内容

(1) 医療提供体制の維持と感染拡大防止対策 (総額 1,379億8,727万円)

事業名及び事業概要		補正予算額																	
一部 新	<p>①診療体制・検査体制の維持</p> <p>診療体制や検査体制の維持のため、以下の取組等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者受入に必要な病床確保等に対する空床確保料の補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補助単価 (1床当たり・日)</th> </tr> <tr> <th>重点・協力医療機関</th> <th>一般医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I C U病床</td> <td>30.1万円</td> <td>9.7万円</td> </tr> <tr> <td>H C U病床</td> <td>21.1万円</td> <td>4.1万円</td> </tr> <tr> <td>重症・中等症病床</td> <td>(H C U)</td> <td>(重症・中等症)</td> </tr> <tr> <td>上記以外の病床</td> <td>5.2万円</td> <td>1.6万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・感染した医師等の代わりに診療等を行う医師等の派遣体制の確保 ・集合検査場の運営やP C R検査費用の公費負担等 	区分	補助単価 (1床当たり・日)		重点・協力医療機関	一般医療機関	I C U病床	30.1万円	9.7万円	H C U病床	21.1万円	4.1万円	重症・中等症病床	(H C U)	(重症・中等症)	上記以外の病床	5.2万円	1.6万円	1,081億5,728万円
区分	補助単価 (1床当たり・日)																		
	重点・協力医療機関	一般医療機関																	
I C U病床	30.1万円	9.7万円																	
H C U病床	21.1万円	4.1万円																	
重症・中等症病床	(H C U)	(重症・中等症)																	
上記以外の病床	5.2万円	1.6万円																	
一部 新	<p>②医療機関等が行う設備整備等に対する補助</p> <p>医療機関における感染症患者受入や通常診療維持のため、設備整備や感染防止対策に対して補助する。</p>	159億2,866万円																	
一部 新	<p>③軽度・無症状患者宿泊療養施設の借上げ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽症者・無症状患者が宿泊療養するための施設 (アパホテル<横浜関内>ほか) を借上げ運営する。 ・自宅療養者の外出による感染拡大を防止するため、自宅療養者に対する配食サービスを提供する。 	61億1,112万円																	
新	<p>④病床確保協力事業費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の受け入れ病床を確保した医療機関を支援するため、協力金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象数：87医療機関 	30億3,300万円																	
新	<p>⑤医療機関経営支援事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定化と健全化を図るため、中小企業制度融資の対象とならない医療機関を対象とした融資制度を創設し、融資当初3年間の金利を2.0%割引のための利子補給を行う。 <p><参考：融資制度の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">融資対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">次の要件を満たす県内医療機関</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、直近3カ月のうち、いずれか1カ月の医業収入又は医業利益が、影響を受ける前のいずれかの月と比較して10%以上減少していること ・中小企業制度融資の対象外であること (常時使用する従業員数が法人：300人超、個人：100人超) ・公立医療機関でないこと </td> </tr> <tr> <th>融資限度額</th> <th>融資利率</th> <th>融資期間</th> </tr> <tr> <td>10億円</td> <td>金融機関所定金利 (融資当初3年間は、年2.0%割引(利子補給))</td> <td>1年～10年 (ただし、資本金劣後ローンとする場合は、5年～15年)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・W i t h コロナを前提とした医療機関の経営改善のため、医療機関が委託するコンサルティング業務に対して補助する。 	融資対象			次の要件を満たす県内医療機関			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、直近3カ月のうち、いずれか1カ月の医業収入又は医業利益が、影響を受ける前のいずれかの月と比較して10%以上減少していること ・中小企業制度融資の対象外であること (常時使用する従業員数が法人：300人超、個人：100人超) ・公立医療機関でないこと 			融資限度額	融資利率	融資期間	10億円	金融機関所定金利 (融資当初3年間は、年2.0%割引(利子補給))	1年～10年 (ただし、資本金劣後ローンとする場合は、5年～15年)	5億8,333万円		
融資対象																			
次の要件を満たす県内医療機関																			
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、直近3カ月のうち、いずれか1カ月の医業収入又は医業利益が、影響を受ける前のいずれかの月と比較して10%以上減少していること ・中小企業制度融資の対象外であること (常時使用する従業員数が法人：300人超、個人：100人超) ・公立医療機関でないこと 																			
融資限度額	融資利率	融資期間																	
10億円	金融機関所定金利 (融資当初3年間は、年2.0%割引(利子補給))	1年～10年 (ただし、資本金劣後ローンとする場合は、5年～15年)																	

事業名及び事業概要		補正予算額
⑥	⑥オンライン診療等環境整備費補助 患者の通院による感染リスクの軽減や医療従事者の感染防止に有効なオンライン診療等の環境を整備するため、オンライン診療システムやその他の情報通信機器の導入に対して補助する。 ・補助上限額：30万円（1病院又は診療所当たり）	1億2,000万円
⑦	⑦看護師等養成所遠隔教育環境整備費補助 看護師等養成所における学習環境の整備のため、オンライン授業に必要な機器整備に対して補助する。	3,750万円
一部 ⑧	⑧県機関における感染拡大防止対策 ・オンラインによる職業訓練の実施に必要な機器整備（産業技術短期大学校・総合職業技術校） ・トイレ手洗の自動水栓化や洋式化（県有施設・警察施設） ・取調べ室・相談室への遮蔽板の設置等（警察施設） ・デスクパーテーション等の感染症対策用品の購入や入学者選抜実施に伴う受検者用の消毒液の購入等（県立学校） など	10億5,006万円
⑨	⑨相談窓口運営体制の維持 帰国者・接触者相談センター窓口や専用相談ダイヤルの運営を継続するとともに、各保健福祉事務所等の業務体制を強化するため、看護師・保健師の有資格者を配置する。	4億2,186万円
⑩	⑩市町村が行う新型コロナウイルス感染症対策に対する補助 設備整備や相談業務等の感染症対策事業に対して補助する。	25億4,443万円
合 計		1,379億8,727万円

問合せ先			
【①医師派遣、⑩】	健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策管理担当課長	埋橋	電話 045-210-4790
【①病床確保・集合検査場、②、④～⑥】	健康医療局保健医療部医療課	課長 一柳	電話 045-210-4860
【①PCR検査費用、③、⑨相談センター・専用相談ダイヤル】	健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策企画担当課長	山田	電話 045-285-0559
【⑦】	健康医療局保健医療部	保健医療人材担当課長 西海	電話 045-210-4742
【⑧オンラインによる職業訓練】	産業労働局労働部産業人材課	課長 福園	電話 045-210-5700
【⑧県有施設のトイレ手洗の自動水栓化等】	総務局財産経営部施設整備課	課長 大河原	電話 045-210-2550
【⑧警察施設】	警察本部総務部会計課	課長代理 多田	電話 045-211-1212 (内線 2211)
【⑧県立学校：感染症対策用品の購入】	教育局行政部財務課	課長 藤野	電話 045-210-8100
【⑧県立高校等：入学者選抜実施における感染症対策】	教育局指導部高校教育課	課長 増田	電話 045-210-8240
【⑨有資格者配置】	健康医療局総務室	管理担当課長 下山田	電話 045-210-4611

(2) 福祉サービスの提供体制の維持（総額 40 億 5,640 万円）

事業名及び事業概要		補正予算額
①福祉施設におけるマスクや消毒液の購入等 福祉サービスの提供体制を維持するため、施設における感染症対策の実施に対して補助するほか、県においてマスクや消毒液等の備蓄等を行う。		38億6,224万円
②介護サービスへの介護ロボット等の導入支援 介護サービス事業所等における職員の負担軽減やオンライン面会への活用等を推進するため、介護ロボットやタブレット端末等のICTの導入に対して補助する。 ・補助上限額：介護ロボット導入 : 100万円 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 : 750万円 タブレット端末等のICT導入 : 260万円 ※ 導入機器や事業所規模により上限額は異なる。		1億6,042万円
③移動支援事業等体制強化事業費補助 市町村が実施する移動支援事業、訪問入浴サービス、意思疎通支援事業における感染拡大防止のため、人員増や消毒液の購入等に対して補助する。 ・補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4		2,086万円
④介護支援専門員法定研修衛生対策事業費補助 研修の実施にあたり必要となるマスク、消毒液等の購入や、密集・密接を避けるための追加の会場確保等に対して補助する。		1,287万円
合 計		40億5,640万円

問合せ先

【①障害者支援施設】

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 高橋 電話 045-210-4702

【①介護施設、②】

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 課長 山本 電話 045-210-4830

【③】福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

課長 佐藤 電話 045-210-4700

【④】福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

課長 長島 電話 045-210-4740

(3) 医療の担い手支援（総額 110億5,976万円）

事業名及び事業概要		補正予算額							
<p>①医療従事者等慰労事業費</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県から役割を設定された医療機関等（重点医療機関等）に勤務し患者と接する医療従事者や職員</td> <td>20万円/人</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>10万円/人</td> </tr> <tr> <td>その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員</td> <td>5万円/人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	県から役割を設定された医療機関等（重点医療機関等）に勤務し患者と接する医療従事者や職員	20万円/人	上記以外の場合	10万円/人	その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員	5万円/人	105億1,581万円
	区分	金額							
	県から役割を設定された医療機関等（重点医療機関等）に勤務し患者と接する医療従事者や職員	20万円/人							
	上記以外の場合	10万円/人							
その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員	5万円/人								
<p>②薬局薬剤師慰労事業費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者への対応など、感染リスクを抱えながら、業務に従事している保険薬局の薬剤師に対し、県独自に慰労金を支給する。</p> <p>・支給金額：3万円（1人当たり）</p>	5億4,395万円								
合 計	110億5,976万円								

問合せ先

- 【①】健康医療局保健医療部医療課 課長 一柳 電話 045-210-4860
 【②】健康医療局生活衛生部薬務課 課長 三浦 電話 045-210-4960

(4) 県内経済の回復に向けた支援（総額 198億2,047万円）

事業名及び事業概要		補正予算額
<p>①県内消費喚起対策事業費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、消費意欲の減退した消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時に、決済額の20%を還元する（1人当たり4,000円相当分が上限）。</p>	75億円	
<p>②県内工業製品購入促進事業費</p> <p>県内産工業製品の需要を喚起することにより、製造業を支援するため、県内の工場から出荷される製品（最終消費財）を購入した際、購入者に一定の値引きを付与する。</p> <p>・対象製品：車、家具等の希望小売価格が税抜10万円以上の製品 ・値引額：希望小売価格の10%以内（上限20万円）</p>	5億3,000万円	
<p>③中小企業・小規模企業再起支援事業費補助</p> <p>事業者の感染拡大防止対策や新たな事業展開を後押しし、中小企業者等における事業活動の継続を支援するため、感染拡大防止対策や、デリバリーやインターネット販売、生産性向上等に対して補助する。</p> <p>・補助上限額：感染症拡大防止事業等 100万円 ※ 工事を伴う換気設備導入の場合は、上限200万円 ITサービス導入事業 100万円 生産設備等導入事業 200万円</p>	71億 586万円	

事業名及び事業概要		補正予算額															
④	④商店街等プレミアム商品券支援事業費補助 新型コロナウイルス感染症の影響により、来店者数や売上げが減少している商店街を支援するため、商店街によるプレミアム商品券発行に対して補助する。 ・補助上限額：100万円（1商店街当たり）	1,000万円															
⑤	⑤信用保証事業費補助 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業者等が制度融資を利用する際の負担を軽減するため、保証料引き下げに対して補助する。 <参考：新型コロナウイルス関連融資の概要> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">融資限度額</th> <th style="text-align: center;">保証料率※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①売上・利益減少対策融資 (新型コロナウイルス要件)</td> <td style="text-align: center;">8,000万円</td> <td style="text-align: center;">0.17～ 1.04%</td> </tr> <tr> <td>②セーフティネット保証5号 (別枠)</td> <td style="text-align: center;">8,000万円</td> <td style="text-align: center;">0.41%</td> </tr> <tr> <td>③新型コロナウイルス対策 特別融資(4号別枠)</td> <td style="text-align: center;">2億8,000万円</td> <td style="text-align: center;">0%</td> </tr> <tr> <td>④新型コロナウイルス対策 特別融資(危機関連保証別枠)</td> <td style="text-align: center;">2億8,000万円</td> <td style="text-align: center;">0%</td> </tr> </tbody> </table> ※1 保証料率は県の補助及び県信用保証協会による割引後の率 ※2 各融資対象は売上等の減少率により異なる ※3 ②と③の融資限度額は、合計で2億8,000万円が上限 ※4 ①～④いずれも8,000万円までは担保不要	区分	融資限度額	保証料率※1	①売上・利益減少対策融資 (新型コロナウイルス要件)	8,000万円	0.17～ 1.04%	②セーフティネット保証5号 (別枠)	8,000万円	0.41%	③新型コロナウイルス対策 特別融資(4号別枠)	2億8,000万円	0%	④新型コロナウイルス対策 特別融資(危機関連保証別枠)	2億8,000万円	0%	45億 806万円
区分	融資限度額	保証料率※1															
①売上・利益減少対策融資 (新型コロナウイルス要件)	8,000万円	0.17～ 1.04%															
②セーフティネット保証5号 (別枠)	8,000万円	0.41%															
③新型コロナウイルス対策 特別融資(4号別枠)	2億8,000万円	0%															
④新型コロナウイルス対策 特別融資(危機関連保証別枠)	2億8,000万円	0%															
⑥	⑥サテライトオフィスの設置支援 With コロナ時代におけるワークスタイルの選択肢の1つとして、サテライトオフィスにおける勤務を推進するため、サテライトオフィスを設置する商店街団体や事業者等に対して補助する。 ・補助上限額：200万円	6,000万円															
⑦	⑦新たな観光モデル創出推進事業費 観光地における3密を回避するための混雑緩和など、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光客の行動変容により顕在化した県内観光地の課題を解決し、新たな観光モデルの創出を推進する。	5,404万円															
⑧	⑧競技スポーツ振興事業費補助 県内スポーツの継続的な推進を図るため、県内プロスポーツチーム等が行う試合開催時の感染防止対策等に対して補助する。 ・補助上限額：300万円（1チーム当たり） ※ 国のスポーツ事業継続支援補助金の対象団体は150万円が上限	5,250万円															
合 計		198億2,047万円															

問合せ先

【①】 産業労働局中小企業部 事業者支援担当課長	東谷	電話 045-285-0648
【②】 産業労働局産業部産業振興課	課長 遠藤	電話 045-210-5630
【③】 産業労働局中小企業部中小企業支援課	課長 森山	電話 045-210-5550
【④】 産業労働局中小企業部商業流通課	課長 中野	電話 045-210-5600
【⑤】 産業労働局中小企業部金融課	課長 高山	電話 045-210-5670
【⑥】 産業労働局労働部雇用労政課	課長 塩野	電話 045-210-5730
【⑦】 国際文化観光局観光部国際観光課	課長 三浦	電話 045-210-4015
【⑧】 スポーツ局スポーツ課	課長 加藤木	電話 045-285-0791

(5) 生活支援（総額 90億531万円）

事業名及び事業概要			補正予算額
①生活福祉資金貸付事業費補助 生活困窮者の増加に対応するため、生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に貸付原資等を補助する。			90億円
区分	貸付対象者	貸付上限	
緊急小口資金	休業等により一時的に生活費が必要な世帯	10万円以内 (学校休業等の場合は20万円以内)	
総合支援資金	失業等により生活の立て直しが必要な世帯	月20万円以内(単身15万円以内) 貸付期間：原則3か月以内 (3か月の延長可能)	
②生活困窮者自立支援事業費 生活困窮者を支援するため、自立相談支援機関の支援員を増員し、相談体制等を強化する。			531万円
合 計			90億 531万円

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 課長 大澤 電話 045-210-4900

(6) その他（総額 5億5,961万円）

事業名及び事業概要			補正予算額
①	①「新しい生活様式」推進事業費補助 ワークーション、3密対策、キャッシュレスなど、様々な「新しい生活様式」を取り込み、地域活性化を図る市町村事業等に対して補助する。 ・補助対象：三浦半島地域、県西地域及び人口の社会減が生じている市町村等 ・補助率：県1/2、市町村等1/2		1億円
②	②行政手続のオンライン化等の推進 「新しい生活様式」に対応するため、行政手続のオンライン化を推進するとともに、オンラインによる研修等の実施やRPAの導入に係る環境整備を行う。		5,028万円
③	③指定管理施設における追加費用等の負担 新型コロナウイルス感染症の影響による閉館等や感染拡大防止対策の実施に伴う追加費用等について負担する。		4億 933万円
合 計			5億5,961万円

問合せ先

【①】政策局自治振興部地域政策課 課長 高木 電話 045-210-3250

【②行政手続のオンライン化、オンラインによる研修等の実施】

総務局ICT推進部情報システム課 課長 安藤 電話 045-210-3303

【②RPAの導入】

総務局ICT推進部ICT・データ戦略課 課長 貝瀬 電話 045-210-3390

【③】総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 廃 止	1 件
条 例 の 改 正	10 件
工 事 請 負 契 約 等 の 締 結	4 件
工 事 請 負 契 約 の 変 更	3 件
動 産 の 取 得	2 件
指 定 管 理 者 の 指 定	2 件
そ の 他	2 件
計	24 件
(参考) 9月補正予算	1 件
合 計	25 件

2 主な条例案

【条例の改正】

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（P14参照）

令和2年10月に適用期限が到来する法人の県民税及び事業税の超過課税措置について、適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

3 その他の提出予定議案

【条例の廃止】

○ 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例

国際言語文化アカデミアを廃止することに伴い、条例の廃止等を行う。

[国際文化観光局国際課長 電話 045-210-3740]

【条例の改正】

○ 神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、インターネット等を利用して県民等に個人情報を提供しようとするときは、審議会の意見聴取を不要とするなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部情報公開広聴課長 電話 045-210-3710]

○ **地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ **事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

環境汚染を確認した場合において市町村が行う原因の調査等について、その対象となる環境汚染原因物質を追加するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ **知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例**

地方自治法施行令の一部改正を踏まえ、海区漁業調整委員会の委員に係る賠償の責任等について、所要の改正を行う。

[総務局総務室長 電話 045-210-2101]

○ **神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、農林水産物又は食品の衛生証明書発行手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ **普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例**

新型コロナウイルス感染症対策として休館・休校した県施設の貸付けについて、入札の前提条件が実現できないものは、当該期間に限り一定の減額を行うなど、行政財産についても減額貸付け等を可能とするため、所要の改正を行う。

[総務局財産経営部財産経営課長 電話 045-210-2501]

○ **神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例**

国の交付金を受けて設置した神奈川県安心こども基金について、事業の実施期限が延長されたことに伴い、条例の期限を延長するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

○ **職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例**

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行等を踏まえ、訓練基準に規定された通信の方法によって行う訓練の実施方法を変更等するため、所要の改正を行う。

[産業労働局労働部産業人材課長 電話 045-210-5700]

○ 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

浦賀警察署の移転に伴い、所要の改正を行う。

[警察本部警務課企画室副室長 電話 045-211-1212 内線2691]

【工事請負契約等の締結】

名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
① かながわ環境整備センターシャ水施設整備工事請負契約	横須賀市芦名3丁目1990番地	亀井・相模特定建設工事共同企業体	5億6,924万8,680円
② 厚木児童相談所新築工事(建築)請負契約	厚木市水引2丁目11番6号	日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体	9億1,233万2,322円
③ 県立図書館新棟新築工事(建築)請負契約	横浜市西区紅葉ヶ丘44	瀬戸・勝俣特定建設工事共同企業体	12億9,536万8,316円
④ 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業委託契約	横浜市旭区中尾2丁目4番1号	(株)松尾工務店	12億5,400万円

① [環境農政局環境部資源循環推進課長 電話 045-210-4170]

② [福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

③ [教育局生涯学習部生涯学習課長 電話 045-210-8330]

④ [産業労働局労働部産業人材課長 電話 045-210-5700]

【工事請負契約の変更】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響で、工事を一時中止したことなどにより、工事請負契約を変更する。

名 称	請負契約者	請負契約金額	
		変更後	変更前
① 分庁舎新築工事(建築)請負契約	松尾・工藤・石井特定建設工事共同企業体	57億749万4,600円	56億9,715万6,800円
② 分庁舎新築工事(機械)請負契約	根布・ダイト・長瀬特定建設工事共同企業体	11億7,743万1,820円	11億7,455万8,620円
③ 分庁舎新築工事(電気)請負契約	東洋電装・東栄電設・神電設備工業特定建設工事共同企業体	9億8,599万3,300円	9億8,321万3,600円

①②③ [総務局財産経営部施設整備課長 電話 045-210-2550]

【動産の取得】

本県の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標を踏まえ、購入契約を締結する。

品 目	数 量	契約者名	契約金額
タミフルカプセル75 100カプセル (PTP) 備蓄用	11,400箱	中外製薬株式会社 営業本部長 日高 伸二	2億477万8,200円

[健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策企画担当課長 電話 045-285-0559]

神奈川リハビリテーション病院に手術用ロボット支援システムを導入するため、購入契約を締結する。

品 目	数 量	契約者名	契約金額
手術用ロボット支援 システム	1式	日本ストライカー株式会社 代表取締役社長 佐伯 広幸	1億5,345万円

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]

【指定管理者の指定】

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
① 宮ヶ瀬やまなみセンター 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び 鳥居原園地 宮ヶ瀬湖カヌー場	公益財団法人宮ヶ 瀬ダム周辺振興財 団	愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940-4番地	R3.4.1～ R8.3.31
② かながわ労働プラザ	公益財団法人神奈 川県労働福祉協会	横浜市中区寿町一丁 目4番地	R3.4.1～ R8.3.31

①宮ヶ瀬やまなみセンター

[政策局政策部土地水資源対策課長 電話 045-210-3100]

①宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

[環境農政局緑政部自然環境保全課長 電話 045-210-4301]

①宮ヶ瀬湖カヌー場

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

②かながわ労働プラザ

[産業労働局労働部雇用労政課長 電話 045-210-5730]

【その他】

○ **訴訟の提起について**

賃貸型応急住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟
賃貸型応急住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部住宅計画課長 電話 045-210-6531]

○ **令和元年度神奈川県公営企業決算の認定について**

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業庁企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

法人の県民税及び事業税の超過課税の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

2 内容

法人の県民税及び事業税の超過課税は、特別な財政需要に対応するために実施しており、令和2年10月末に適用期限を迎える。同年11月以降、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」を活用目的に追加し、税率や適用対象外とする要件を現行どおりとして、適用期間を5年間延長する。

区 分	法人県民税	法人事業税
税 率 (現行どおり)	1.8% (標準税率は1%)	特別法人事業税(国税)と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように税率を設定
適用対象外 (現行どおり)	資本金2億円以下で、 法人税額が年4,000万円以下の法人	資本金2億円以下で、 所得が年1億5,000万円以下の法人
適用期間	令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度(5年間)	

3 施行期日

公布の日

問合せ先

総務局財政部税制企画課長 浅場 電話 045-210-2300

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 古河 電話 045-210-3022